

頁	新（令和元年6月27日）	旧（平成30年10月1日）
<p>P26 成果物の提出</p>	<p>第1117条 成果物の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す<u>成果物</u>及び照査報告書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。</li> <li>受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、<u>成果物</u>を部分引渡しを行うものとする。</li> <li>受注者は、<u>成果物</u>において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。</li> <li>受注者は、<u>成果物</u>の完了時において、建設副産物の「リサイクル計画書」(概略・予備設計「様式25」)、詳細設計「様式26」)を作成し提出するものとする。</li> <li><u>原則として全ての設計業務等に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。</u></li> <li><u>原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。</u>  <u>なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。</u></li> <li><u>成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R等）で1部とする他、事前協議により決定する。</u>  <u>なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</u></li> <li><u>成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</u></li> </ol>	<p>第1117条 成果物の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す<u>成果品</u>及び照査報告書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。</li> <li>受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、<u>成果品</u>を部分引渡しを行うものとする。</li> <li>受注者は、<u>成果品</u>において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。</li> <li>受注者は、<u>成果品</u>の完了時において、建設副産物の「リサイクル計画書」(概略・予備設計「様式25」)、詳細設計「様式26」)を作成し提出するものとする。</li> <li><u>受注者は、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【業務委託編】（以下「委託ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データ(CD2部)及びこれを出力した紙(簡易製本版1部)により成果品を提出するものとする。</u>  <u>「委託ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</u></li> </ol>
<p>P533 成果物の提出</p>	<p>第119条 成果物の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す<u>成果物</u>及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。</li> <li>受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、<u>成果物</u>の部分引渡しを行うものとする。</li> <li>受注者は、<u>成果物</u>において使用する計量単位は、国際単位系(SI)を使用するものとする。</li> <li><u>原則として全ての地質調査業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。</u></li> <li><u>原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議（以下、「事前協議」という。）により決定するものとする。</u>  <u>なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。</u></li> <li><u>成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果物を電子媒体（CD-R等）で1部とする他、事前協議により決定する。</u>  <u>なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議のうえ電子データ化の是非を決定する。</u></li> <li><u>成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。</u></li> </ol>	<p>第119条 成果品の提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す<u>成果品</u>及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。</li> <li>受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、<u>成果品</u>の部分引渡しを行うものとする。</li> <li>受注者は、<u>成果品</u>において使用する計量単位は、国際単位系(SI)を使用するものとする。</li> <li><u>受注者は、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【業務委託編】（以下「委託ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データ(CD2部)及びこれを出力した紙(簡易製本版1部)により成果品を提出するものとする。</u>  <u>「委託ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</u></li> </ol>